［条を削る。］

［条を削る。］

２　第十二条第二項の規定は、合理的土地利用耐火建築物等内住宅賃貸人が賃貸する令第一条の三第一項第八号の規定による貸付けに係る住宅の家賃について準用する。

３　合理的土地利用耐火建築物等内住宅賃貸人は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、前二項の規定にかかわらず、主務大臣の承認を得て、家賃その他賃貸の条件を別に定めることができる。

４　令第一条の三第一項第八号の規定による貸付金に係る住宅が第十二条の二第一項に規定する基準に該当する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「貸付金を」とあるのは「貸付金に相当する額に修正率を乗じて得た額を」と、「差し引いた額」とあるのは「差し引いた額に修正率を乗じて得た額」とする。

（譲受人の資格）

第十五条　法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ニの規定に該当するもの（包括承継人を含む。以下「譲渡人」という。）が譲渡する当該貸付金に係る住宅又は当該住宅に付随する土地若しくは借地権の譲受人は、次の各号に該当する者でなければならない。

一　自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

二　譲渡価額の支払ができる者

三　譲渡価額の支払につき確実な保証人のある者

２　譲渡人は、前項各号に定めるほか、譲受人を次の各号のいずれかに該当する者に限ることができる。

一　自ら居住するため住宅を必要とする者

二　自ら居住するため住宅を必要とする者については、同居しようとする親族を有する者

三　譲渡人が地方公共団体である場合又は地方公共団体から出資若しくは融資を受けている場合においては、自己及びその保証人がその地方公共団体の区域内に現に居住し、又は勤務する場所を有する者

四　公庫が主務大臣の承認を得て定める資格を有する者

第十六条　法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ホ又は令第一条の三第一項第三号の二の規定に該当するもの（包括承継人を含む。以下「土地譲渡人」という。）が譲渡する造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲受人（法第十九条第二項第三号の二に規定する関連利便施設の用に供されている土地又は借地権の譲受人を除く。次項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条第二項及び第三項、第二十六条、第二十七条並びに第二十八条第一項において同じ。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

一　住宅又は令第一条の三第一項第三号イに規定する施設（以下「利便施設」という。）を建設するため土地又は借地権を必要とする者

二　譲渡価額の支払ができる者

２　土地譲渡人は、前項各号に定めるほか、譲受人を次の各号のいずれかに該当する者に限ることができる。

一　公庫から資金の貸付けを受けて住宅を建設するため土地又は借地権を必要とする者で、当該住宅建設のための公庫の貸付金の償還ができるもの

二　土地譲渡人が地方公共団体である場合又は地方公共団体から出資若しくは融資を受けている場合においては、自己及びその保証人が当該地方公共団体の区域内に現に居住し、又は勤務する場所を有する者

三　公庫が主務大臣の承認を得て定める資格を有する者